

様

農業施策の充実に関する要請
TPP 協定交渉に関する特別要請

平成27年12月2日

盛岡市菜園一丁目4番10号

岩手県農業会議

会長 佐々木 和博

農業施策の充実に関する要請

我が国の農業は、農業就業者の高齢化、遊休農地の拡大など課題が山積しており、国は、概ね5年ごとに見直される「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）を本年3月に示し、人口減少社会に向けての取組と地域活性化のための今後10年程度先までの施策の方向等を示した。

基本計画では、食料自給率目標は実現可能性を考慮し45パーセントに引き下げたほか、食料の潜在生産能力を評価した食料自給力指標を初めて示し、食料の安全保障について国民的議論を深めるとともに、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と農業・農村の多面的機能の発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として施策を進めることとしている。今後、基本計画の着実な達成のため、農業・農村振興施策の充実強化と十分な予算の確保が必要である。

本県では、農業者と関係機関・団体の密接な連携のもと、地域農業マスタープランの見直しを進めるとともに、「農地中間管理事業」や「いわて地域農業マスタープラン実践事業」等の活用により、農業の持続的な発展に取り組んでいるが、厳しい経済環境の下で、人と農地にかかわる各種課題の解決や農村地域の活性化に向けて、更なる支援が必要である。

さらに、未曾有の被害をもたらし、多くの人々を深い悲しみに陥れた東日本大震災津波から4年8カ月が経過したが、被災地では、住民を始め関係者の懸命な努力により生活の再建等が進みつつあるものの、未だ多くの課題があり、早期の復旧・復興に向け支援の継続が求められている。

農業委員会制度は、来年4月に施行される改正農業委員会法のもとで、大変革期を迎えている。農業委員会系統組織は、農業者の公的代表機関として自らの責務と役割を果たしていく決意であるので、以下の諸対策を早急に講じられるよう強く要請する。

1 食料・農業・農村政策の確立

(1) 食料の安定供給の確保

① 食料自給率の向上について

国民に対する食料の安定供給については、国内農業生産の増大と輸入及び備蓄を適切に組み合わせて行うとしているが、食料自給率の向上についての国民の議論を深めるとともに、国内農業生産振興のため施策を充実強化すること。

② 国産農産物の消費拡大と食育の推進について

米をはじめとする国産農産物の消費拡大を図るため、栄養バランスのとれた「日本型食生活」の実践を推進するとともに、食や農業の大事さの国民理解を深化させるため、学校給食等での地場農産物の利用や農業体験など食育を強力に推進すること。

(2) 農業の持続的な発展のための施策の充実強化

① 担い手の育成・確保について

ア 認定農業者への支援

認定農業者の経営改善計画の達成を支援するため、必要な機械施設を整備する事業の予算を十分に確保するなど、認定農業者の経営改善にかかる施策を充実強化すること。

イ 新規就農者への支援

就農後の経営能力向上のための教育や研修など新規就農者の定着に向けた支援策を充実強化すること。

特に、就農初期の投資負担を軽減するため、機械・施設等を整備する補助事業の補助率を引き上げること。

ウ 集落営農の法人化支援

集落営農組織の法人化は合意形成等に時間を要するので、きめ細かにアドバイスする人材を設置する予算を拡充すること。

エ 女性農業者の活躍支援

家族経営協定の推進など女性農業者が活躍できる環境づくりをするとともに、女性農業者の能力が最大限発揮できる対策を充実強化すること。

特に、経営の多角化など6次産業化をめざす女性農業者への支援を強化するとともにその活動を助長する地域ネットワーク活動について支援すること。

② 優良農地の確保と農地の集積・集約化について

ア 優良農地の確保

将来にわたって「活かすべき農地」を明らかにし、農地の総量確保の仕組みを強化すること。

また、現在検討されている遊休農地課税については、地域の実情により遊休化の原因や背景が異なるので慎重に議論を進めること。

イ 農地の集積・集約化

農地利用の最適化のため農地中間管理事業の活用が有効であり、担い手等はこの事業に大いに期待しているので、地域集積協力金が、農地の集積に取り組んだ地域に確実に交付されるよう十分な予算を確保すること。

農地集積により規模拡大した受け手が持続的に経営展開できるよう、中山間地域等条件が不利な農地の受け手に対する支援を強化すること。

③ 経営所得安定対策について

ア 収入減少影響緩和対策

現行の収入減少影響緩和対策は、収入額の減少する年が連続すると標準的収入額が低下し、セーフティーネットの役割を果たさなくなる恐れがあるので、標準的収入額が標準的な生産コストを下回らない制度に見直すこと。

イ 収入保険制度の創設

意欲ある担い手が将来に展望を持って経営を継続、発展させることができるよう、各作目を通じて再生産が可能となる所得水準が確保できる収入保険制度を、早期に創設すること。

④ 農業生産基盤の整備について

意欲と能力のある経営体を育成するため、経営環境の改善が不可欠であることから、経営体育成基盤整備事業等によるほ場や農道、用排水路等農業生産基盤の整備を引き続き推進すること。

特に、農業の生産条件が不利な中山間地域においては、地域特性に応じたきめ細やかな生産基盤整備を一層推進すること。

また、近年、集中豪雨等の災害が頻発しており、「国土強靱化」の観点からも、農村地域の防災・減災対策を積極的に進めること。

⑤ 生産振興対策の確立について

ア 水田フル活用対策

水田が最大限に活用されるとともに、主食用米の需給調整を着実に進めるため、飼料用米、WC S、麦、大豆など戦略作物に対する水田活用の直接支払交付金制度を安定的に継続すること。

特に、飼料用米については、集出荷施設などの貯蔵・輸送体制の整備、粉碎など飼料に加工する施設の整備、需要先である畜産農家とのマッチング等の支援を充実強化するとともに、現行と同程度の交付単価となるよう安定財源を確保すること。

また、政府備蓄米制度は、米をめぐる情勢の変化等に適確に対応できるよう機動的かつ効果的に運用すること。

イ 園芸対策

産地のパワーアップのため、規模拡大、生産効率の向上に資する機械化一貫体系の

開発と普及、生産基盤の整備、品種開発、集出荷施設の再編整備など総合的対策を講ずること。

また、「強い農業づくり交付金」は、新たな取り組みに対して優先的に助成しているが、若者たちが希望を持てる「強い農業」の実現のため、生産力の増大など先進産地の更なる発展にも活用できるよう採択基準を見直すとともに、十分な予算を確保すること。

ウ 畜産対策

地域の関係事業者が連携・結集し畜産クラスターづくりを進めているが、畜産収益力強化のために必要な生産基盤・施設整備や飼養管理機械の導入等の予算を十分に確保すること。

また、中小家畜生産者も畜産クラスター関連事業を意欲的に活用できるよう、事業の採択基準を見直すこと。

畜産経営の安定のため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営対策事業（豚マルキン）や加工原料乳生産者補給金制度の充実強化を図ること。

（３） その他農業・農村の振興施策の充実強化

① 地方創生と定住対策について

地方創生のためには農業の持続的な発展が不可欠であることから、若者・女性、高齢者など多様な農業者がそれぞれの役割を発揮できる地域営農システムづくりを支援すること。

また、都市部からの交流人口の拡大、農村への移住・定住対策を充実強化すること。

② 鳥獣被害対策について

ニホンジカ等の農作物に対する鳥獣被害は、農業者の営農意欲を著しく減退させ、耕作放棄の大きな要因となるだけでなく、被害が人身にも及ぶなど農村において深刻な問題になっている。

鳥獣被害を最小限にとどめるため、大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理を強化する施策を充実させるとともに、侵入防止柵の設置にかかる経費の支援を継続すること。

③ 消費税引き上げに伴う軽減税率の導入について

平成29年4月の消費税の10パーセントへの引き上げにあたっては、食料の安定供給の阻害要因とならないよう、農産物を対象とする軽減税率を導入すること。

また、農業者の事務負担増とならないようにすること。

④ 農業者年金制度について

農業者年金加入を促進するため、保険料の下限額を引き下げるとともに、60歳に達する日までとなっている保険料の納付期限を65歳まで延長できる制度に見直すこと。

また、保険料の政策支援について、若年層の加入を促進するため国庫補助の割合を引き

上げるとともに、後継者の配偶者が家族経営協定を締結している場合は支援の対象とすることとし、35歳以上の者については国庫補助額を35歳未満と同額とすること。

2 東日本大震災津波からの復旧・復興

(1) 震災復興対策

被災地域の復興のため必要な対策が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、東日本大震災復興交付金予算を十分に確保すること。

(2) 原子力発電所事故に伴う農林産物の被害対策

① 牧草地の再生について

風評被害の払拭と放射性物質の低減のため、暫定許容値を下回る牧草地の再生に対して平成28年度以降も継続して支援すること。

② ホダ場の除染と原木の確保について

汚染されたいいたけホダ場から除去された落葉層の取り扱いに係る方針等を早急に提示するとともに、きのこの原木の不足や価格高騰が続いていることから、きのこ原木の確保に対して支援すること。

③ 汚染された農林業系副産物の早期処理について

稲わら、牧草、ホダ木など汚染された農林業系副産物の処分が進んでいないため、焼却に向けた処理や最終処分場での処理にかかる費用について引き続き措置するとともに、処理の早期完了に向けて支援すること。

④ 風評被害の払拭について

原子力発電所事故による風評被害の払拭のため、食と放射能に対するリスクコミュニケーションを進め、国自らが農林産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うこと。

3 特に県に要請する事項

(1) 地域農業マスタープランの見直しと実践

農地利用集積の促進など地域農業の基本的計画となる地域農業マスタープランの見直しに対する支援を強化するとともに、マスタープランの実践を促進するため、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」の継続と地域の要望に応えられるよう予算を十分に確保すること。

(2) 担い手の育成・確保

- ① 認定農業者の高齢化等による経営規模縮小や価格低迷等経営環境の悪化により、経営改善計画目標の達成率が低迷していることから、経営力向上のための専門家派遣や地域の認定農業者組織活動への支援を充実強化すること。
- ② 各地域で地域農業を担っている集落営農組織に対し、法人化や経営の高度化を重点的に支援すること。
- ③ 新規就農者の確保・定着を促進するため、就農や暮らしに関する幅広い情報の発信の充実を図るとともに、新規就農者の発展段階に応じてきめ細やかに支援すること。
- ④ 農業に参入した企業が経営安定するよう、積極的な相談活動や関係機関・団体が連携した支援体制を充実強化すること。
- ⑤ 軽労化による労務改善や新技術の導入など、若者・女性生産者が働きやすくするための環境づくりを関係機関・団体と連携して支援すること。

(3) 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地集積が効率かつ効果的に推進できるよう、各地域の農地コーディネーターと農業委員の連携による農地の出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動を支援すること。

(4) 地域の特性を生かした産地づくり

- ① 岩手107号、岩手118号の県オリジナル新品種を産地間競争に勝つブランド米に育て上げるため、産地が主体となる計画的な作付け拡大と食味向上、生産コスト低減の取り組みを強化すること。
- ② 収益性の高い水田活用を推進するため、麦、大豆、飼料用米の生産コスト低減と単収向上、団地化の取り組みに対する支援を強化すること。
- ③ 全国に誇れる園芸主産地を形成するため、機械化一貫体系の導入による規模拡大を支援すること。
- ④ 畜産の振興に当たって、飼養規模の拡大や生産性の向上を図るため、畜産クラスターづくりを進め、飼料生産コントラクターやTMRセンターなどを育成・確保する取り組みに対する支援を充実強化すること。
- ⑤ 農業・農村全体の所得向上のため、地域の農産物を活用した特産品や料理メニューの開発など、加工所・直売所・観光等が連携した地域ぐるみの取り組みを支援するとともに

に、医福食農連携等新分野への取り組みも含め6次産業化を積極的に推進すること。

(5) 農業生産基盤の整備

意欲と能力のある経営体を育成するため、経営体育成基盤整備事業等によるほ場や農道、用排水路等の整備を引き続き推進すること。

特に、農業の生産条件が不利な中山間地域においては、地域特性に応じたきめ細やかな生産基盤整備を一層推進すること。

(6) 中山間地域の活性化

中山間地域の活性化を促進するためには、地域資源を活かした農林業を核とする多様な経済活動の創出等が有効であり、農業生産活動の継続や生産物の高付加価値化のための体制づくりを支援するとともに、観光・農業団体や農家などの地域関係者が密接に連携した魅力ある体験・交流メニューの創出や企業の社会貢献活動等の受け入れなど、移住、定住促進対策を充実強化すること。

(7) 東日本大震災津波からの復旧・復興

- ① 被災地では、農地が着実に復旧されてきているが、担い手の育成・確保、農地の利用調整などの課題を抱えているため、生産の組織化や多様な担い手の確保、特産産地の育成などについて、きめ細やかに支援すること。
- ② 原子力発電所事故に伴い原木しいたけが一部地域で、依然として出荷制限されており、また、きのこ原木の不足や価格高騰が続いていることから、きのこ原木の確保に対して支援すること。
- ③ 風評被害の払拭と放射性物質の低減のため、暫定許容値を下回る牧草地の再生に対して平成28年度以降も継続して支援すること。
- ④ 稲わら、牧草、ホダ木など汚染された農林業系副産物の処分が進んでいないため、処理の早期完了に向け、国と連携して支援すること。

(8) 農作業事故防止対策

依然として事故が跡を絶たない状況にあり、先に県が取りまとめた事故発生状況等の分析結果を活かしながら、農業者や家族にきめ細かに注意喚起するなど、事故の撲滅を目指した運動の一層の展開を図ること。

(9) 鳥獣害対策

ニホンジカ等の被害が広域にわたっており、被害が甚大な地域においては、営農意欲を著しく衰退させ、耕作放棄の大きな要因になっていることから、野生鳥獣の個体数管理や駆除を強化するとともに、侵入防止柵の設置にかかる経費の支援を継続すること。

(10) 農業委員会系統組織の予算の確保等

農業委員会法が改正され、農業委員会系統組織が果たすべき役割はますます重要になっ

ていることから、業務を適正かつ円滑に遂行するため、農業委員会交付金等の財源を十分に確保すること。

また、岩手県農業会議が、法令業務等を的確に実施するとともに、これまで以上に農業委員会に対する助言・協力の充実を図るなど、業務の品質向上に更に取り組むため、予算の確保、監督団体としての指導について引き続き配慮すること。

ＴＰＰ協定交渉大筋合意に関する特別要請決議

ＴＰＰ協定交渉については、10月５日に米国アトランタで行われた閣僚会合において、大筋合意が発表された。

我が国は、平成25年7月にＴＰＰ交渉に加わり、これまで2年余にわたり幾多の交渉を進めてきた。

このような状況にあつて、本県農業委員会系統組織は、岩手県農業委員大会において、ＴＰＰ交渉に関する特別要請決議を採択し、「米や牛肉など重要５品目については、関税撤廃の例外又は再協議の対象とすること」や「交渉の進捗状況等について、広く国民に情報開示を徹底し、幅広い議論が行われるよう措置すること」などを求めてきた。

今回の大筋合意の内容は、重要５品目についても無税輸入枠の設定や関税の引き下げとなっているほか、それ以外の多くの品目についても、段階的に関税を撤廃していく内容となっており、政府に対して、平成25年4月に衆参両院の農林水産委員会において採択された「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定参加に関する決議」を遵守したといえる内容なのか明解な説明を求める。

また、国では、「確実に再生産可能となるよう、政府全体で責任を持って万全の国内対策を検討したい」とし、年内に対策を打ち出すとしているが、生産者は戸惑いと不安を隠しきれないところである。

今後、協定の批准に向け国会において議論されることとなるが、速やかに合意内容を国民に説明するとともに、国会における、慎重な審議を求める。